

第 32 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 29 年 9 月 22 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡田 勝	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治
5 番 林 秀司	8 番 小川 明人	9 番 佐々岡常喜	10 番 大谷 数義
11 番 齋藤 久行	12 番 橋本 安延	13 番 小谷 保雄	14 番 岡本 健治
15 番 小松原常雄	16 番 三浦 寿紀	17 番 狹間 延雄	18 番 松山 純久
19 番 欠員	20 番 川方 耕治	21 番 岡堂 正顯	23 番 原田 和義
24 番 神田 進	25 番 岡本 嗣喜	26 番 宮崎 龍生	27 番 渡辺 弘之
28 番 大屋 幸	29 番 渡邊 弘登	31 番 岩地 正男	32 番 野上 省三
33 番 佐々木京子	34 番 玉田 一	35 番 埜本 徹夫	36 番 徳田マスエ
37 番 岩田 功			

2. 欠席委員

6 番 三浦 万人	7 番 牛尾 博美
22 番 三明多佳志	30 番 三浦 博文

3. 事務局出席職員

坂田事務局長、河野農地係長、
農林振興課 岡本囑託

会 長

おはようございます。

ただいまから、第32回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、

6番 三浦 万人 委員、 7番 牛尾 博美 委員

22番 三明多佳志 委員、 30番 三浦 博文 委員

以上4の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、

3番 廣瀬 康友 委員、 番 委員、

番 委員、 番 委員、

以上1名の方から早退の届出が出ております。

会 長

…平成29年産米の今現在の集荷実績をまとめたものをJAの方から、頂戴しておりますのでご報告申し上げますが、非常に今年は米の質が悪いという事が言われております。取り分け海岸部、浜田地区、江津地区、三隅地区。非常に悪くて山間部と言えば語弊がありますが、金城、旭、弥栄の方はそれに比べると良いと言う結果でございます。ちなみに浜田地区で今、一等米比率が約39%、三隅が約30%、それに比べまして金城で約88%、弥栄で80%、旭で87%という風な成育でございます。原因等をJAの方で聞いた訳ですが、場所によりけりなので非常に未熟粒、ならびに粒白、更にカメムシという事で、先日、弥栄の方でやった結果、随分カメムシがあつて〇〇の方に回つたと言うことを聞いております。いう事で、場所によりけりではございますが、そういう事に比べまして今年の米につきましては、非常に豊作だったと言う人、また非常に悪かったと言う人とバラバラでございますが、やはり最大の原因は暑かったのと雨ではないかと言われていまして、特に平坦部の方では昼夜間の差が無かったという事で、品質が低下したと。その点、山間部等に行きますと昼夜間の差が大きかった為にまあまあ成績ではなかったのかという事で、未熟粒ならびに粒白が割と少なかったと。カメムシはあつた様でございますが、そういう状況でございます。今から、「きぬむすめ」が刈り取りの時期になると思っておりますが、この出

方によっては、一等米比率も変わってくるのではないかと思います。いずれにしましても現在がそういう状況ですので、本日も浜田の集荷場なり、あるいは〇〇もあり、金城野菜等でやっとりまして、今から10月いっぱい集荷が行われますが、一帯でも多くご出荷していただけます様によりしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事録署名者は、

8番 小川 明人 委員、 9番 佐々岡常喜 委員です。

よろしく申し上げます。

会 長

議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

おはようございます。それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、6件19筆、25,803㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は9月29日を予定しており、利用権設定については開始日を10月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。

ご審議の程よりしくお願いいたします。

会 長

以上で、事務局の説明が終わりました。皆様方の中で何かご意見がございましたら、ご発言願います。

第 16 番

(三浦 寿紀 委員)

16番、三浦です。別に意見という訳じゃないんですが、1番の田橋町の樹園

地の借地期間は10年とありますけども、6番の三隅町折居の樹園地は期間が1年3ヶ月となっておりますが、樹園地なので、1年3ヶ月と言うのは特別な理由があるのでしょうか。

会 長 事務局の方で回答をお願いします。

事務局 詳しいことは、すみませんが分からないと言うのが現実で、折居の方は桜江町の桑畑の代表の方ですので、また更新をされるのかも知れませんが、ちょっとその辺の詳しいことは分かりません。すみません。

会 長 三浦委員、どうでしょうか。

第16番 (三浦 寿紀 委員)
それは仕方ないですね。

第9番 (佐々岡 常喜 委員)
9番、佐々岡です。旭町の本郷の利用権設定ですが、田んぼを6ヶ月借りられるのですが、何を作られるのですか？ちょっと聞いてみたいのですが。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 これはですね、今年1年間という事でございます。もう借りておられていた様で、借りているなら手続きをキチンとしないといけないと言われたので、4月1日から借りますと言う届出が出されたのですが、もう10月になるので、あくまでも10月からでないとうちは出来ないの、一応届けなければいけないと言われたので届けました。という事でした。

第9番 (佐々岡 常喜 委員)
それなら今、耕作はされているんですね。来年から始められるのに、仮のもの

で利用権設定の期限が6ヶ月なんですね。

事務局

来年どうされるかは分かりませんが、4月からもう借りていたと言うことで…契約か口約束かわかりませんが、一応作って欲しいと言われて作っていたみたいですが、届出をしていなかったと。それで、途中で農業委員からか誰からか分かりませんが、借りているならちゃんと届出をしないといけないと言われたので、4月1日から1年間、3月31日までだったと思うのですが、借りますと言うのを最近出されたので、そこは10月からにさせていただいたという事がございます。

会長

佐々岡委員よろしいでしょうか。

第9番

(佐々岡 常喜 委員)

良くわかりました。

会長

その他はございませんか。

無いようですので、採決に移ります。

今回の農用地利用集積計画案について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員

～全委員、挙手～

会長

ありがとうございました。それでは、農用地利用集積計画案についてご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長

続きまして議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律、第6条第1項第1号の規定により、農地の所有

権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

それでは、農地法第3条申請についてご説明いたします。農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議をいただきます。総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑、外2筆の畑です。場所は、浜田市立三隅小学校から約300m北西の、上古市町内です。この申請は、譲受人が無償で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は53a余りとなり、下限面積基準を満たしております。また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上1件です。

会 長

ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、2番、岡田委員お願いします。

第 2 番

(岡田 勝 委員)

2番、岡田です。この度、〇〇さんと〇〇さんとの間でお話があり、まとまった訳ですけども、現時点でも〇〇さんが〇〇さんの農地を耕作されておられるような状態で、引き続きという事でお話がまとまっているようですのでよろしくをお願いします。

会 長

以上で、第3条申請について、説明が終わりました。皆様方から何かござい

ましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第3条申請について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手、多数～

会長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については、承認されたので、そのように処理をいたします。

会長 続きます。議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが、農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などに用途を転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料6ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、旭町都川の田です。場所は、旧市木小学校から約750m北西の、都川行政区です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は、第1種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。第1種農地の転用不許可の例外としては、居住者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置される施設に該当します。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われます。

続きます。2号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、三隅町井川の畑です。場所は、黒沢公民館から約1.2km北東の、黒沢区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申

請地に墓地を建設するものです。なお、申請地がすでに墓地に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料8ページに掲載しています。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第4条申請については、以上2件です。

会 長 　　ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、12番、橋本委員をお願いします。

第 12 番 　　(橋本 安延 委員)

12番、橋本です。只今の事務局の説明の通りでございます。図面を見ていただきますと、主要道路の浜田八重可部線のほんの側に家がございまして、今、八重可部線の拡張工事の計画が出ております。道路と家との境が50cmか1mくらいしか無いような状態です、どうしても移転しなければいけないという事で、自作地の田んぼの方へ移転されるという事でございます。よろしくお願

会 長 　　2号につきまして、32番、野上委員をお願いします。

第 32 番 　　(野上 省三 委員)

32番、野上です。先ほど、事務局が説明された通りですが、この始末書の中の文章で2行目のところに、登録上は田と書いてありますが、畑の間違いじゃないかと思

会 長 　　以上で、第4条申請について、2件全ての説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

第 16 番 　　(三浦 寿紀 委員)

16番、三浦です。2号についてですが、申請が三隅町の件で、番地が〇〇〇番

とありますけれども、現地の写真では〇〇〇番となっています。訂正をされた方がいいんじゃないかと思いますが。

事務局 はい、〇〇〇番が正しいです。写真の方の〇〇〇番と言うのを変えていただきたいと思います。すみませんでした。

会長 その他、ございませんでしょうか。
無いようですので、採決に入ります。

第4条申請について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員 ～挙手、多数～

会長 ありがとうございます。以上で、農地法第4条申請については、承認されましたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、国分町の畑です。場所は、県立浜田ろう学校から約300m南東の、国分町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を進入路にしようとするものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われ
ます。

農地法第5条申請については、以上1件です。

会 長

ただ今、第5条申請についての説明がありました。

1号につきましては、担当の三明委員が本日、欠席ですので事務局の方から補足説明がありましたらお願いします。

事 務 局

はい。三明委員と現場の方の確認をしました。写真の方で、白い家が一軒建っておりますが、その手前の方に新しい家を、息子さんか誰の為かちょっとわかりませんが、建てる予定だという事で、その手前の方を入り口で進入路にしたいと言うお話でした。ここだけが、畑で登記が残っているという事だった様で、まとめてもらうという話になっているという事でした。三明委員も問題はないだろうと言っておられましたのでご報告します。

会 長

以上で、第5条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長

無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員

～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。

以上で、農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された、昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災

害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄等により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料12ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、長沢町の畑です。場所は、浜田市陸上競技場から170m北東の、長沢町内です。当該申請地は、昭和年月日不詳より宅地であったと思われます。

続きまして2号は、資料13ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、旭町和田の田、他1筆の田です。場所は、旭和田郵便局から約750m北の、天津谷行政区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして3号は、資料は14ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、国分町の畑です。場所は、県立浜田養護学校から約300m北の、国分町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

転用統制外証明願は、以上3件です。

会 長

ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、17番、狭山委員をお願いします。

第17番

(狭間 延雄 委員)

17番、狭山です。もう宅地になっていて、それだけ残っていたと言う事で、もう畑には再生できないという事でよろしくをお願いします。

会 長

2号につきまして、25番、岡本委員をお願いします。

第25番

(岡本 嗣喜 委員)

25番、岡本です。現地確認を致しております。先ほどの説明通りですのでよろしく申し上げます。以上です。

会 長 3号につきましては、担当の三明委員が本日、欠席ですので事務局の方から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 現場の方、三明委員と私の方で確認致しました。問題はないだろうとのお言葉をいただいておりますのでご報告します。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

第16番 (三浦 寿紀 委員)

16番、三浦です。1号議案で転用統制外でいいのか、3号で農地から宅地へという、そう言った切り替えといたしますか、ちょっと勉強不足で申し訳ないのですが、この手続きで妥当なのでしょうか。

会 長 事務局の方でお願いします。

事務局 はい。まず、こういう場合は一応、転用等を考えます。ただですね、もうずいぶん古い前から庭であったという事であれば、非農地証明の方も検討するという事で、とりあえずこの場合は、戦後くらいから庭になっていたという事を言っておられましたので、非農地証明の方で手続きの方をしていただきました。

会 長 三浦委員、よろしゅうございますか。

その他は、ございますでしょうか。

無いようですので採決に入ります。

この度の、転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員

～挙手、多数～

会長

ありがとうございました。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長

続きまして議第 6 号、浜田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について、事務局の説明をお願いします。

事務局

浜田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則についての承認という事で、資料の方は 24 ページからになります。議題 6 号という事で、規則の方の提示をしております。今回の浜田市の 9 月議会の方には、定数と報酬の条例と提案の提示をしております。それに付随しまして、議会の方に提示はしておりませんが、農業委員の選出の規則、それから先ほど報酬をあげましたので、その報酬の規則と、それからこの推進委員の選任の規則。全部で 3 つの規則を作っております。農業委員は、市の方が選任すると、定数や報酬についても浜田市が決めるという事になっておりますけれども、最適化推進委員については、農業委員会が選任するという事で、一応こちらの方に提案をいたしまして、ここで承認となれば交付の手続きをしたいという風に考えておりました。ここに議題としてあげさせていただいております。予定では、おそらく他の条例と含めまして、10 月 3 日が評決という事になりますので、10 月 3 日から正式に手続きができるという事でございます。今回、広報の方も募集の案内を若干入れておりますが、日にちとかその辺が、まだ 10 月 3 日までは正式には言えないということなので、あくまでもそういう推進委員、農業委員を募集しますという案内をしております。詳しいことは農業委員会の事務局にお聞きくださいということを決めております。本来であれば、何名募集しますとかいう事を入れるべきなのでしょうが、なかなかちょっと言えないという状況がありましたので、そういう事で広報にあげております。先ほども言いました様に、10 月 3 日から動けるようになるという事ですので、概ね 1 ヶ月募集をしようと考えております。農業委員、推進委員の募集を今のところ、27 日の金曜日まで。ギリ

ギリなのですが、24日間、概ね1ヶ月という事で募集をHPそれから、掲示板、掲示板のやり方はまた確認しますが、掲示板等へ募集をしたいという風に考えております。申込書はウラの方についておりますが、これは最適化推進委員の推薦の申込書と、それから最後の29ページは、ご本人さんが推薦ではなくてやられる場合の申込書と2つあります。それで、ここの応募理由というのは一応はざっくりですけど、ひな型みたいなものはこちらの方で皆様の方に提示はしたいなど。200字以内とは書いてありますが、だいたいこのような事を書いていただければという事で、推薦の場合と募集の場合のものを提示したいと思っております。ですので、10月の3日から27日まで募集をHP、掲示板等で致しますので、色々準備等していただいていると思いますが、農業委員、推進委員の推薦なり、自分で応募なりの申込書を農業委員会の方に出していただければと考えております。先ほど、広報にも載せますしインターネットにも載せます。それでも、自分がやりたいという方がおられれば、その都度、今現在、何名の方の募集があります、こう言った方が応募をされて来ています。と言うのは、インターネット等で提示と言いますか報告と言いますか、しないといけないことになっておりますので、その辺は3日から常に載せていきたいと思っております。今、事務局の方で考えているのは、皆様の方にこうやって動いていただいてまして、おそらくピッタリの人数しか出てこないだろうと、一応想定しています。ただ、ピッタリでなく多かった場合は、ここに書いてありますように最後のところですが、評価委員というのがありまして、ここで評価をして多かった場合は誰を落とすかというのを決めなければならないと、いうことになっておりますが、なるべくそれは避けたいと考えております。おそらく出ないので、皆様から動いていただいている人しかないだろうと予測はしておりますが、もし出ればそれも選考の対象にしないではいけないと考えております。これは事務局の勝手な思い込みかもしれませんが、本当はもう誰かに変わって欲しい、辞めたいけど変わりがいないから、もう一度やらざるをえないなど考えておられる委員さんもおられるかもしれません。その場合、もしその地区とか誰かやりたいという人がおられれば、その方にやっていただくのも一つの方法なのかもとも考えております。まずそれは無いと思っておりますが、そういうケースもあり

ますので、その辺は状況を見ながら事務局も臨機応変に対応していきたいと考えております。正直、27日まで予定をしておりますので、遅めに出していただけるとその辺の調整がつくのではないかと期待をしておりますけれども、これはあくまでも事務局の勝手な希望でありますので、その辺はご理解いただいて、1日前とか2日前くらいに募集をしていただければ良いのかなと思っております。それから先ほどの、条例、規則の方で、定数と報酬についての条例のお話をしましたが、詳しいことは後日、お話をさせていただこうと思っておりますが、定数は、農業委員は19名、推進委員は18名という事でございます。報酬の方は基本どちらも今の金額と変わらず、農業委員も推進委員も変わりません。一つ変わったところが、能率給プラス能率給です。今までの分は基本給で、それと能率給というのが今度から出てきます。能率給は活動すれば、1ヶ月1人6,000円が出ます。結果が出ればプラス1ヶ月14,000円が出るというような仕組みになっております。ですので、今の報酬プラス1ヶ月20,000円くらい増えるのではないかと思っております。ですがこれは、あくまでも活動しなければ出ないという事でございます。活動も総会の現地確認などではダメで、集積と遊休農地の耕作放棄地の解消、防止活動等をした場合に出るという事になっております。その辺の能率給の条例の報酬が増えると言うのを今回出しております。国が言っているのは、先ほど言いました様に、一日活動すれば6,000円、1ヶ月限度でもらえるという事ですが、詳しく見てみると市の農業委員会にそれだけあげるという事でございます。ですので、農業委員、推進委員は37名ですので、37名の1ヶ月×12ヶ月分が限度で、これ以上活動してももらえません。あと、農業委員の中にだけ37人の12ヶ月分の手当は限度としてもらえますが、その中の振り分けは各市で考えて下さいという事になっております。国も1日6,000円なのですが、その1日といっても10分間活動しても、1日やれば6,000円でも良いという言い方をしておりますが、会見とか来た時にとても10分して6,000円というのは中々やれんので、事務局としては今、時給と考えております。8時間を1日で計算をしております。8時間何らかの総会の現場確認とかではなくて、利用権設定で担い手さんに集積をしたとか、遊休農地の活動をしたとかであれば、1日なら6,000円を限度であげることになっております。それで成果

割の方は、今、浜田市の計算で行きますと、1年間に6反集積をすれば、1人14,000円が皆さんもらえる計算になるのではないかと考えております。遊休農地の解消は、浜田市全体で38㎡を解消しないとお金が出ないという計算になっております。遊休農地の解消は、うちにとっては無理かなと考えておりますが、集積については何とかクリアできるのではないかと考えております。詳しい計算方法等をここでは説明はいたしません、活動すればかなりもらえるという仕組みになっておりますので、とにかく活動すれば6,000円はもらえるような形になると思います。能率給は活動すればもらえるものと結果が出ればもらえるものとあるのですが、結果については先ほどの6反の集積と38㎡の解消というので計算をするのですが、今度から活動の時間等を細かくチェックとかそういうものが必要になってきます。あくまでも何時間、この日、誰とどういった活動をしたのかといった事を、細かく書き留めておいてもらわないと中々分からないという事がありますので、また新しい農業委員、推進委員になれば、その辺の提示もさせていただきたいと考えておりますが、来年からは細かくその辺を書いていただいて、毎月事務局の方に提出をしていただければという風に考えております。この能率給については、基本的に国からもらったお金をそのまま皆さんにお渡ししたいと考えておりますので、最終的に国からお金が入るのが3月末くらいにならないと入って来ません。ですので、基本給は毎月、今までと同じように皆さんへお支払いしますが、能率給は、毎月報告はしていただきますが、これについては3月に一括して、国からお金が入ったらそれをまとめて皆さんにお支払いしたいと考えております。成果などは、やっぱり浜田市全体で6反の集積があれば皆さんにももらえるという事なのですが、やはり集積がしやすいところ、し難いところあると思います。極端な話では、一人の方の成果で皆さんがお金をもらえるという風な形になります。そう言った場合、その方のおかげで成果が出たので、その人に半分くらいあげて、残りをみんなで割れば良いのかなとも考えたのですが、中々その辺の基準を考えると、地域性もあつたりで難しいという事もありますので、成果割の方も、活動の方もとにかく時間で考えさせていただきたいと考えております。その辺のお話を、今、議会の方でも説明等していきまして、最終的に決まるのは、おそらく通ると思い

ますが、10月の3日には評決になるのではないかと考えております。6号規約のところ、この推進委員の規則は、農業委員会が制定するものですので、一応ここで皆様にご審議をお諮りしたいという事で提案させていただいております。以上です。

会 長 ただいま、事務局の方から農業委員会の最適化推進委員の規則の説明がございましたが、ご意見、ご質問等ある方はご発言をお願いします。

第 10 番 (大谷 数義 委員)

10番、大谷です。今、ご説明いただきましたけれども、これは推進委員の説明であった訳ですが、今の報酬については農業委員も同等という事でしょうか。

事 務 局 はい。農業委員、推進委員同等です。

第 10 番 (大谷 数義 委員)

はい、わかりました。

会 長 その他、ございませんでしょうか。

それでは、ご意見等も無いようですので、この規則について承認いただける方の挙手をお願いいたします。

委 員 ～挙手、多数～

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、この規則に従いまして以降、進めて参りたいという風に思っております。

会 長 では、議事を再開いたします。

議第7号、農業委員の辞任について、農業委員会の同意を求めます。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。それでは議第7号議案の農業委員の辞任についてご説明いたします。
委員会等に関する法律、第12条第2号の規定により、平成29年9月4日付けをもって、一身上の都合により辞任届が下記委員より提出されたため、農業委員会の同意を求めます。

記、法第12条第2号委員、牛尾 博美。

現在、農業委員会に関する法律第12条第2号に基づき、市議会から4人の方々を推薦いただき委員に選任させていただいています。このうち牛尾委員については、市議会産業建設委員会に所属されており、市議会から推薦をされ選任されています。しかし、皆様ご承知のとおり、10月で選挙となります。このため9月4日付けで牛尾委員より、任期の10月22日をもって農業委員を辞任したい旨の辞任届が提出されました。この辞任届をご承認いただきたく提案いたします。なお、今後の予定としては、後任の委員については欠員となります。
7号議案につきましては以上です。

会長

以上で農業委員の辞任についての説明が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

無いようでしたら、農業委員の辞任につきまして、ご承認いただける方は、挙手をお願いします。

委員

～全委員、挙手～

会長

ありがとうございました。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長

続きまして、協議・報告事項について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、協議・報告事項についてでございます。それでは、公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。

1号について、説明します。資料16ページ、図面番号⑧をご覧ください。届出地は、三隅町岡見の畑です。場所は、市立岡見小学校から約600m南の、宮ヶ迫町内です。この届出は、平成29年8月30日から平成29年12月15日までを廃土期間として、平成29年度宮ヶ迫西ポンプ場復旧工事で発生する廃土15㎡で届出地を埋め上げ、工事後には農地として整備されます。

続きまして農地利用目的変更届について報告いたします。農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

1号について、説明します。資料18ページ、図面番号⑨をご覧ください。届出地は、田橋町の田です。場所は、市立美川公民館西分館から約900m北東の、田橋町上町内です。この届けは、田を畑として利用するものです。

続きまして認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号について説明します。資料は20ページ、図面番号⑩をご覧ください。届出地は、三隅町向野田の田です。場所は、海老谷桜から約1.5km南の、向野田畑町内です。この届出は、平成29年10月10日から平成30年1月25日までを工事期間として、送電線の張替工事をするというものです。

続きまして2号は、資料21ページ、図面番号⑪をご覧ください。届出地は、三隅町河内の田です。場所は、三隅郵便局から約1km南東の、下河内町内です。この届出は、平成29年9月13日から平成29年9月30日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設するというものです。

続きまして農業用施設に供する届について報告いたします。農業用施設に供する届とは、自己の所有する農地を農道、ため池や、200㎡未満の畜舎、農業用倉庫などの農業用施設に転用する場合、第4条転用許可を受けなくても農地転

用できるというものです。

1号について説明します。資料23ページ、図面番号⑫をご覧ください。届出地は、三隅町下古和の田です。場所は、黒沢公民館から約2km北東の、黒沢区です。この届けは、届出地に農機具倉庫を建設するというものです。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、報告を終わります。

会 長 その他、事務局からありましたらお願いします。

事務局 事務連絡です。

1点目は、研修会費の集金についてですが、来月、後期分¥9,000円を募集させていただきたいと思いますので宜しくお願い致します。

2点目は、来月の総会日の変更です。選挙の関係がありますので、当初の10月23日（月）から10月25日（水）に変更したいと考えております。正式には、また皆さまの方にご通知したいと思いますので宜しくお願い致します。

3点目は、農地パトロールの地図の提供についてです。先般、地図ことでお叱りを受けまして、もう一度、税務課の方にも相談して検討させていただきましたところ、急遽提供できることになりました。これは、東京の方の会社から情報提供があった様で、色々手続き等をされて情報提供せざるを得なかった様でして、これは個人情報ではないという事になった様で、農場委員会に出せない理由はないという事になりました。今まで何年も税務課の情報は他には出せないという事でしたが、変わりましたので提供できるものは提供したいという事で準備を進めております。今、急遽印刷をかけておりまして、現在、地図番号

1番から480番くらいまでは印刷しております。地図上ですけれど金城の下の方、弥栄、三隅はすみませんがまだ印刷の途中でございます。参考までに後ろに置いてありますが、これが浜田市が持っているすべての情報です。この中で赤い枠と赤い色で塗ってあるもの、これは何らかの調査が入ってある程度確定された部分です。ただ、色が塗ってないところ、地番があつて枠で囲ってあるような所は地籍調査が入ったところなので、全部終わった所なのですが、中には色が無い所があります。これは推測です。あくまでも、こうではないだろうかという事で推測でやっている所ですので、その辺はご理解の方をいただきたいと思っております。ただやっぱり、わからないところもあります。その辺もご理解いただきたいと思ひますし、市の方もあくまでも、この調査の為だけに使ってほしいという事ですので、他のことには使わないようにしていただきたいと思っております。一応、先ほど言いました様に、早急に印刷はかけたいと思っておりますが、今日後ろに置いてありますけれども、お渡しできる委員さんにはお渡ししたいと思っております。(各地区の担当委員の名前) 委員さんについては、準備がしてありますので持ち帰り、農地パトロールの参考にしていただければと思っております。他の委員さんについても早急に印刷をかけたして、連絡をさせていただきたいと思っております。またこの地図ですが、印刷をするのに紙代とインク代がかなりかかるものでございますので、出来れば毎年の印刷は避けたいと考えておりました、一応お渡しして、書き込んだり何をされても構いませんが、一旦返していただいて、また来年それを使わせていただきたいと思っております。破れたりした場合は当然新しくしますが、基本的には使いまわしでやりたいと思ひますので返して頂きたいと言うところと、あと毎年、地籍調査が反映してきます。反映してきたところは業者に言って地図を差し替えるようにいたしますので、これで基本的には市が持っている地図の情報はすべて皆様に提示ができて、これ以上のものは事務局としても、手の打ちようがないと言う状況でございます。すみません、皆様にもっと早く提示ができたなら良かったのですが、遅くはなりましたが、提供はさせていただきたいと思ひますので、ご活用いただけたらと思っております。

4点目はさざんか祭りの参加についてです。毎年ではございますが、今年も農業委員会として金城の委員さんを中心として参加を予定しております。金城の委員さんは来月、当日の出席について調査をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

会 長 今、事務局の方から事務連絡が4件ばかりありましたが、これらについて何か聞いてみたい点等々ございましたら、よろしくお願いいたします。

第 番 (委員)
図面は、いつまでに大体できるか分かりますか？

事務局 そうですね、ハッキリとは…。今月中は無理ですが、上手くいっても10月10日くらいまでには皆様に…。

第 番 (委員)
10月末までに、何かしないといけないんじゃないんですか？

事務局 はい。一応、10月の総会の時が締切と言う事でございます。地図の方もなるべく早く提示は致しますとしか…。

第 番 (委員)
なるべく早くして下さい。

事務局 はい、なるべく早くします。

第 25 番 (岡本 嗣喜 委員)
25番、岡本です。先ほどの地図が出来上がりましたら、支所の方へ送っていただく事はできませんか？そうすれば、すぐに支所の方に取りに行けるのでね。

事務局 はい。それは可能ですので、では自治区の方については支所の方へ送ります。

第 25 番 (岡本 嗣喜 委員)
すいません、お願いいたします。

第 番 (委員)
三隅もお願いします。

事務局 はい。三隅も弥栄も金城も、出来たものは支所に送ります。

会 長 その他、ございませんでしょうか。
無いようですので、以上を持ちまして第 32 回総会を終了させていただきます。
農地パトロール等、大変な作業だと思いますが、10 月の総会時までには完成できますよう、ご協力よろしくお願いいたします。どうも、本日はありがとうございます。
いました。

終了 午前 10 時 37 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員